２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字塩出二〇四七の一、二〇四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩出二〇四七の一・二〇四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字野下一五二九、一五三七の一、一五三八、一五四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野下一五二九・一五三七の一・一五三八・一五四二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市上柚野字西條一〇三、一〇四、一一〇、一一一、一一五の三、字森林一一七の一、一一八の一、一二〇の一、一二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西條一〇三、一〇四、一一一、一一五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字森林一一七の一、一二〇の一、一二一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一八の一

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県裾野市葛山字赤松一二九九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤松一二九九（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び裾野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年四月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年４月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第28332号	化成肥料	くみあい尿素硫加燐安48号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69424号	化成肥料	くみあい有機入り化成13号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第73848号	化成肥料	くみあい尿素燐加安575	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第78309号	化成肥料	くみあい苦土ASU入り複合硝加燐安S082	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第78327号	化成肥料	ジシアン有機入り化成1444号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第81483号	加工りん酸肥料	くみあい40苦土重焼燐特号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第81510号	汚泥肥料	し尿汚泥肥料１号	清水町	北海道上川郡清水町南４条２丁目２番地
生第81515号	汚泥肥料	ホクサツ１号	北薩広域行政事務組合	鹿児島県出水市野田町上名7918番地１
生第81518号	汚泥肥料	ネマトータ	高栄農産株式会社	栃木県宇都宮市海道町272番地
生第87943号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料324号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第87955号	化成肥料	UF入りアトラス100号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第87956号	化成肥料	アトラス040号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内